

随意契約理由書

件 名 : 大阪建設部 (JMF ビル大阪福島 01) 2 階内装工事

相 手 方 : (株)東急コミュニティー

随意契約理由 :

本工事は、2021 年 4 月 1 日より大阪建設部の事務所として稼働している JMF ビル大阪福島 01 について、新たに賃借した 2 階部分の内装工事を行うものである。

本工事の実施については、ビル貸主と締結している賃貸借契約書（貸室賃貸借契約書第 17 条）の条項により、貸主の指定業者に依頼するものとされている。

株式会社東急コミュニティーは、ビル貸室内の内装及び設備工事の施工業者として、賃貸人から唯一指定されており、その性質上競争を許さないものと認められる。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定に基づき、株式会社東急コミュニティーを契約相手方として随意契約を行うものである。

以 上